

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に対して寄せられた御意見について

令和 2 年 3 月 31 日
厚生労働省
参事官（人材開発政策担当）付
訓練企画室

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和元年 12 月 20 日から令和 2 年 1 月 18 日まで御意見を募集したところ、計 2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見のうち改正案に係る御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼を申し上げます。

御意見	御意見に対する対応方針又は考え方
介護職などだけでなく、幅広く職業訓練を実施していただきたい。	今般の訓練期間の下限の見直しは、安定的な就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、特定の訓練コースを対象とすることとしています。 なお、通常の訓練自体は、IT、事務分野なども含めて幅広い分野で実施しています。
本改正に賛成である。	賛成の御意見として承ります。